

第123期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

平成30年6月27日（水曜日）午前10時

郵送またはインターネットによる議決権行使期限
平成30年6月26日（火曜日）午後5時35分まで

場 所

大阪市北区梅田三丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪 20階 ^{な にわ}名庭の間
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額
および内容決定の件

目 次

第123期定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	3
(添付書類)	
事業報告……………	17
連結計算書類……………	37
計算書類……………	40
監査報告書……………	43

株主総会終了後の株主懇談会は、同封のご案内のとおり
中止とさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう
お願い申し上げます。

証券コード 4215

タキロンシーアイ株式会社

証券コード 4215
平成30年6月5日

株主各位

大阪市北区梅田三丁目1番3号

タキロンシーアイ株式会社

代表取締役社長 南谷陽介

第123期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、「議決権行使のお願い」(2頁)のとおり議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日(水曜日) 午前10時

2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目1番1号 な にわ
ホテルグランヴィア大阪 20階 名庭の間

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第123期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類の内容ならびに
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第123期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

議決権行使のお願い

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。以下のいずれかの方法により、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【株主総会にご出席される場合】

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

【議決権行使書をご郵送される場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年6月26日（火曜日）午後5時35分までに到着するようにご返送ください。

【インターネットをご利用される場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成30年6月26日（火曜日）午後5時35分までに議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使書の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

招集ご通知に関するウェブサイトへの掲載について

- 当社招集ご通知は、当社ウェブサイト <https://www.takiron-ci.co.jp> にも掲載しております。
- ・以下①、②の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類の記載にかえて、当社ウェブサイトに掲載しております。
 - ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
 - ・なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として、併せて監査を受けております。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけております。

配当につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、当期の業績、将来の事業展開、今後の経営環境の変化等諸般の事情を勘案し、総合的に判断いたしております。

なお、内部留保金につきましては、長期的な観点に立って新製品の開発や技術革新に対応する生産設備など成長事業分野への投資等に活用し、企業体質と企業競争力の更なる強化に取り組んでまいります。

第123期の期末配当につきましては、上記の方針および連結業績を勘案いたしまして、1株につき10円とさせていただきますたく存じます。これにより、中間配当金8円を加えた年間配当金は、前期に比べ4円増配の1株につき18円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配 当 財 産 の 種 類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 10円 総額 974,800,360円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年6月28日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、社外取締役を1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名			現在の当社における地位と担当
1	みなみたに 南 谷	よう すけ 陽 介	再任	代表取締役社長
2	み やけ 三 宅	たか ひさ 貴 久	再任	取締役 兼 専務執行役員 経営企画本部長 兼 研究開発部担当
3	さいとう 齋 藤	かず や 一 也	再任	取締役 兼 専務執行役員 環境資材事業本部長
4	うめ だ 梅 田	とも み 知 己	再任	取締役 兼 常務執行役員 経営管理本部長
5	さか もと 坂 本	ひかる 光	再任	取締役 兼 執行役員 生産本部長
6	た なか 田 中	まさ や 正 哉	新任	
7	いわもと 岩 本	むね 宗	再任 社外 独立	取締役
8	は た の 羽 多 野	けん いち 憲 一	新任 社外 独立	

再任 再任取締役候補者**新任** 新任取締役候補者**社外** 社外取締役候補者**独立** 東京証券取引所届出独立役員

候補者 番 号 1 南谷 陽介 (昭和26年1月24日生) 所有する当社株式の数 41,374株 再任	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 昭和49年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社 平成18年 6 月 同社代表取締役常務取締役 平成20年 6 月 当社代表取締役副社長 平成27年 4 月 当社社長補佐 兼 経営企画担当 兼 購買担当 兼 海外事業推進担当 兼 床事業担当 兼 メディカル事業担当 平成28年 4 月 当社社長補佐 兼 購買担当 兼 事業関連統括担当 兼 メディカル事業担当 平成29年 4 月 当社代表取締役社長（現在） 当社内部監査担当 兼 メディカル事業担当 平成29年 7 月 当社内部監査担当 平成29年10月 当社内部監査担当 兼 研究開発担当
取締役候補者とした理由	伊藤忠商事株式会社において長年にわたり化学品部門ならびに同社の経営に携わり、平成20年当社代表取締役副社長、平成29年代表取締役社長に就任し、事業の拡大と高収益化を推し進めております。豊富な経験と高度な知識を有していることから、引き続き、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。
候補者 番 号 2 三宅 貴久 (昭和36年2月5日生) 所有する当社株式の数 23,141株 再任	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 昭和59年 4 月 当社入社 平成21年 4 月 当社購買部長 平成23年 4 月 当社床事業部長 平成26年 4 月 当社経営企画部長 平成26年 6 月 当社執行役員 平成28年 6 月 当社取締役 兼 執行役員 平成29年 4 月 当社取締役 兼 専務執行役員（現在） 当社経営企画本部長 平成30年 4 月 当社経営企画本部長 兼 研究開発部担当（現在）
取締役候補者とした理由	購買部長、床事業部長、経営企画部長を務め、平成28年取締役に就任、現在経営企画本部長を務めるとともに研究開発部を担当しております。当社の経営戦略を牽引しており、豊富な経験と知見を有していることから、引き続き、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。

候補者 番 号 3 齋藤 一也 (昭和34年1月18日生) 所有する当社株式の数 30,950株 再任	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 昭和56年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社 平成24年 4 月 同社執行役員 同社化学品部門長 平成26年 6 月 当社執行役員 当社社長付 平成26年11月 当社高機能材事業部長 兼 東京支店長 平成27年 6 月 当社取締役 兼 執行役員 平成28年 4 月 当社物流担当 兼 高機能材事業担当 兼 海外事業担当 平成28年 6 月 当社取締役 兼 常務執行役員 平成29年 4 月 当社取締役 兼 専務執行役員（現在） 当社高機能材事業本部長 平成30年 4 月 当社環境資材事業本部長（現在）
取締役候補者とした理由	伊藤忠商事株式会社において長年にわたり化学品部門に携わり、平成26年当社高機能材事業部長、平成27年当社取締役に就任、平成29年高機能材事業本部長を務め、現在環境資材事業本部長を務めております。当社の海外分野を含めた事業全般に豊富な経験と知見を有していることから、引き続き、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。
候補者 番 号 4 梅田 知己 (昭和35年9月15日生) 所有する当社株式の数 24,943株 再任	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 昭和58年 4 月 当社入社 平成22年 6 月 当社執行役員 平成23年 4 月 当社経営企画部長 平成24年 6 月 当社取締役 兼 執行役員 平成25年 4 月 当社経営企画部長 兼 コーポレート企画担当 兼 業務担当 平成25年10月 当社経営企画部長 兼 業務担当 兼 財務担当 平成26年 4 月 当社業務担当 兼 財務担当 平成27年 4 月 当社業務部長 兼 財務担当 平成27年 6 月 当社取締役 兼 常務執行役員（現在） 平成28年 4 月 当社CSR推進担当 兼 業務担当 兼 人事担当 兼 財務担当 兼 法務担当 兼 情報システム担当 平成29年 4 月 当社経営管理本部長（現在）
取締役候補者とした理由	購買部長、床事業部長、経営企画部長を務め、平成24年取締役に就任、現在経営管理本部長を務めております。当社の管理部門全般に豊富な経験と知見を有していることから、引き続き、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。

候補者 番 号 5 坂本 光 (昭和30年2月9日生) 所有する当社株式の数 952株 再任	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 平成 2 年 1 月 シーアイ化成株式会社入社 平成22年 4 月 同社生産企画部長 平成25年 4 月 同社執行役員 平成28年 4 月 同社常務執行役員 同社生産技術本部長 兼 佐野工場長 平成28年 6 月 同社取締役 兼 常務執行役員 平成29年 4 月 当社取締役 兼 執行役員（現在） 当社生産本部長 兼 研究開発担当 平成29年10月 当社生産本部長（現在）
取締役候補者とした理由	シーアイ化成株式会社生産企画部長を務め、平成28年同社取締役、平成29年当社取締役に就任、現在生産本部長を務めております。生産部門全般に豊富な経験と知見を有していることから、引き続き、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。
候補者 番 号 6 田中 正哉 (昭和39年2月22日生) 所有する当社株式の数 0株 新任	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 昭和62年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社 平成15年 4 月 同社有機化学品部有機化学品総括チーム長 平成16年 6 月 同社化学品部門化学品企画統轄課長 兼 化学品部門化学 品中国事業戦略室長 平成17年 7 月 同社業務部 平成20年 4 月 同社化学品部門化学品プロジェクト推進室長 平成22年 4 月 同社化学品部門化学品プロジェクト推進室長 兼 化学品部 門化学品先端分野室長 平成26年 4 月 同社化学品部門長補佐 兼 化学品部門化学品プロジェクト 推進室長 兼 化学品部門化学品先端分野室長 平成27年 4 月 同社エネルギー・化学品経営企画部長 兼 CP・CITIC戦 略室 平成28年 4 月 同社化学品部門長代行 平成30年 4 月 同社執行役員（現在） 同社化学品部門長（現在）
取締役候補者とした理由	伊藤忠商事株式会社において長年にわたり化学品部門に携わり、平成30年4月同社執行役員に就任、現在同社化学品部門長を務めております。化学品分野を中心に豊富な経験と知見を有していることから、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。
責任限定契約について	当社は、田中正哉氏が取締役就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

候補者 番 号 いわもと むね 7 岩本 宗 (昭和24年1月3日生) 所有する当社株式の数 5,753株 再任 社外 独立	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 昭和51年 4 月 三井東圧化学株式会社（現三井化学株式会社）入社 平成 7 年 6 月 同社大阪研究所ポリマー研究部長 平成 9 年10月 同社樹脂企画管理部長補佐 平成11年 7 月 日本エイアンドエル株式会社取締役ABS事業部長 平成13年 6 月 三井化学株式会社機能樹脂事業部門工業樹脂事業部長 平成15年 6 月 同社理事 日本ポリスチレン株式会社代表取締役副社長 平成16年 6 月 同社代表取締役社長 平成22年 4 月 三井化学株式会社生産・技術本部 同社特別理事 平成26年 3 月 同社退職 平成26年 6 月 当社取締役（現在） 平成28年 3 月 東洋炭素株式会社社外取締役（現在）
社外取締役候補者とした理由	長年総合化学メーカーにおいて携わった機能樹脂分野等の研究・開発や多数の事業会社の経営にて培われた豊富な経験と知識を当社の経営に反映していただくことを期待しているためであります。また、平成26年当社社外取締役に就任し独立した立場から積極的な発言をいただいております。当社および他社における社外取締役としての豊富な経験を有していることから、引き続き、適切な経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
独立性について	岩本宗氏は、平成26年3月まで三井化学株式会社の業務執行者でありました。当社グループは同社グループから原材料の仕入等で取引がありますが、直近事業年度における当社の連結売上高および同社の連結売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.3%未満であります。 同氏は、当社が定めた「独立社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。本議案において同氏の再任が承認された場合、当該指定を継続する予定であります。
責任限定契約について	当社は、岩本宗氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案において同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

候補者 番 号 は た の けん い ち 8 羽多野憲一 (昭和22年12月28日生) 所有する当社株式の数 0株 新任 社外 独立	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 昭和41年 3 月 住友化学工業株式会社（現住友化学株式会社）入社 平成10年 6 月 同社無機工業事業部大阪工業薬品部長 平成13年 4 月 同社工業薬品事業部大阪工業薬品部長 平成13年 6 月 同社工業薬品事業部第一工業薬品部長 平成15年 6 月 同社工業薬品事業部長 兼 工業薬品事業部第一工業薬品部長 平成17年 6 月 同社執行役員 同社工業薬品事業部長 平成19年10月 同社常務執行役員 平成21年 6 月 同社代表取締役常務執行役員 平成22年 4 月 同社代表取締役専務執行役員 平成25年 4 月 同社代表取締役専務執行役員退任 平成25年 6 月 同社取締役退任 住友精化株式会社社外取締役 平成27年 6 月 同社社外取締役退任
社外取締役候補者とした理由	総合化学メーカーの経営に携わって培われた豊富な経験と知識を当社の経営に反映していただくことを期待しているためであります。また、他社での社外取締役としての経験を有していることから、当社社外取締役として適切な経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。
独立性について	羽多野憲一氏は、平成25年4月まで住友化学株式会社の業務執行者でありました。当社グループは同社グループから原材料の仕入等で取引がありますが、直近事業年度における当社の連結売上高および同社の連結売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。 同氏は、当社が定めた「独立社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、本議案において同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
責任限定契約について	当社は、羽多野憲一氏が取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

- (注) 1. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の齋藤一也氏、田中正哉氏の上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」欄には、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社における現在または過去5年間の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。
3. 社外取締役候補者の岩本宗氏が東洋炭素株式会社社外取締役在任中の平成29年5月に、同社のフランスの連結子会社において、当該子会社従業員が同国付加価値税の不正申告により還付金を横領していたことが判明しました。同氏は事前に本件を認識しておりませんでした。従前より取締役会等において適正な業務執行が行われるよう法令遵守の視点に立った提言を行っております。また、本件発覚後においては、社内調査委員会が設置され、同氏が調査委員として参画し調査を行うとともに、当該子会社における管理改善やグループ全体の管理強化等の再発防止策の策定について提言を行う等、社外取締役としてその職責を適切に果たしております。

(ご参考)「独立社外取締役の独立性判断基準」について

当社は、独立社外取締役候補者の選定にあたり、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、以下の当社独自基準を満たす候補者を選定することとしております。

当社は、社外取締役が独立性を有していると判断するには、当該社外取締役が以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならないものとします。

1. 当社グループを主要な取引先とする者（当該取引先グループの連結売上高のうち、当社グループへの売上が2%以上）またはその業務執行者
2. 当社グループの主要な取引先（当社グループの連結売上高のうち、当該取引先グループへの売上が2%以上）またはその業務執行者
3. 当社のメインバンク、主幹事証券会社、会計監査人である監査法人に所属する者
4. 当社から役員報酬以外に一定額（年間1,000万円）以上の金銭その他財産上の利益を受けている弁護士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、これらに所属する者を含む。）
5. 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
6. 当社グループの業務執行者または上記1. から5. までの該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
7. 最近5年間に於いて、上記1. から6. までの該当していた者
8. 社外取締役の在任期間が通算8年間を超えることになった者

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ社外監査役の補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ざん ばやし とし ひこ 銀林 俊彦 (昭和38年1月9日生) 所有する当社株式の数 0株	略歴および重要な兼職の状況 昭和63年 4 月 大和証券株式会社入社 昭和63年 6 月 株式会社大和証券経済研究所（現 株式会社大和総研） 平成 6 年 8 月 モルガン・スタンレー証券会社（現 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社） 化学業界担当アナリスト 平成12年12月 同社マネージング・ディレクター 平成19年 4 月 アジアン・センチュリー・クエスト・キャピタル マネージング・ディレクター 平成26年 7 月 フロンティア・マネジメント株式会社 シニア・アドバイザー 平成27年 1 月 同社マネージング・ディレクター 平成28年10月 同社顧問（非常勤）（現在）
補欠の社外監査役候補者とした理由	長年証券アナリストとして主に化学業界を担当され、日本アナリスト協会ディスクロージャー研究会の化学専門部会の部会長を務め、株主・投資家視点での経営改善提言やディスクロージャーの改善に注力されており、これらの豊富な経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・チェックをいただけると期待しているためであります。
責任限定契約について	当社は、銀林俊彦氏が監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 銀林俊彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」および「賞与」で構成されていますが、本議案は、取締役（下記のとおり非業務執行取締役を除きます。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、後記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、平成18年6月29日開催の第111期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額420,000千円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、平成31年3月31日で終了する事業年度から平成33年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（非業務執行取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。

なお、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者となる取締役	当社取締役（非業務執行取締役を除く。）
② 当初信託期間	約3年間
③ ②の当初信託期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金36百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の取締役に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり13,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の取締役に対する当社株式の交付時期	退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、当該信託期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金36百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を充たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社は、株式取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を本信託に拠出します。また、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても本制度と同様の株式報酬制度を導入した場合には、かかる執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて本信託に拠出します。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長期間中に、延長した信託期間の年数に金12百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記（3）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり13,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、後記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を源泉徴収する目的で本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

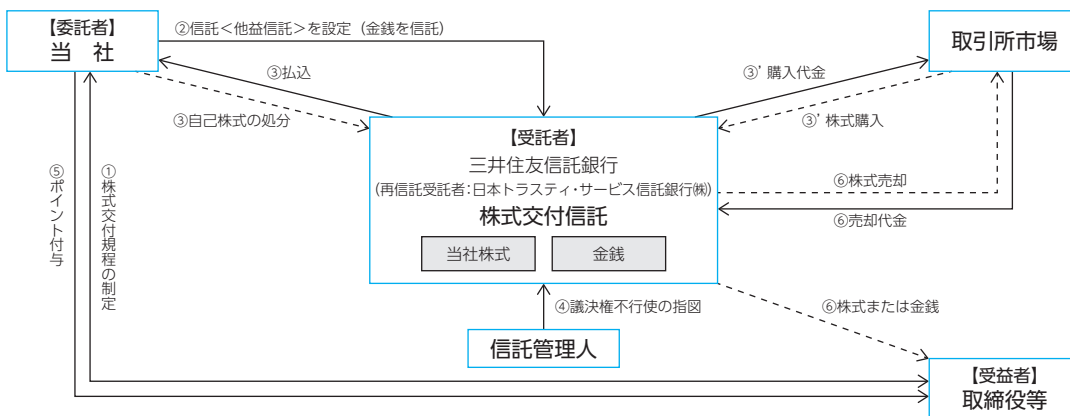
本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

(ご参考)

平成30年5月9日付適時開示「役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」抜粋
(なお、図中および文中の「取締役等」は取締役と執行役員との総称です。)

＜本制度の仕組みの概要＞



- ① 当社は取締役等を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役等を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者としします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

以 上

1.企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内企業の堅調な業績や世界的な景況感の改善を背景に、緩やかな景気回復が続きました。

一方、米国をはじめとした海外政策動向に関する不確実性や地政学リスク、金融資本市場の変動の影響などに、依然として留意が必要な経営環境が続いております。

このような環境のもと、タキロンシーアイグループとして新たにスタートした当社グループは、経営統合によるシナジーを早期に具現化するために、経営基盤委員会および構造改革委員会を設置し、企業価値の向上と長期的成長を支えるマネジメントのしくみの構築に邁進しております。

また、中期経営計画〔Good chemistry Good growth 2020〕の初年度として、①市場競争力の強化、②新規事業創出・新製品開発、③統合効果の追求、④既存事業ドメインの拡大、⑤資産効率のアップ、⑥新しい企業風土の創造、の6つの基本方針に基づき、床事業と建装資材事業の統合および販売部門の集約を実行し、さらに、関東生産拠点の再開発、ポリカーボネート事業の最適生産・販売体制の再構築に着手し事業の拡大と高収益化、統合シナジーの創出を目指して全精力を傾注してまいりました。

当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は1,478億5百万円、営業利益は83億6千3百万円、経常利益は82億4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は合併に伴う負ののれん発生益11億8千万円の計上があり、65億7千9百万円となりました。

次に、各事業のセグメント別の概況をご報告申し上げます。

(ご参考)

●売上高



●営業利益



●経常利益



●親会社株主に帰属する当期純利益



(注) 平成29年4月1日の経営統合により、前期と比較して大幅に変動しております。

建築資材事業セグメント

住設建材事業は、主力のポリカーボネート製採光建材において世界的な原材料の調達難の影響がありましたが、非住宅向けポリカーボネート製平板の好調な推移と災害復興需要の影響もあり前年から伸長しました。一方、住宅資材および管工機材においては、戸建住宅の新設着工戸数が前年より減少した影響もあり全体的に低調な推移となりました。

床・建装事業は、床部門においてマンション改修分野は大型物件が少なく前年から微減となりましたが、非住宅分野は伸長しました。建装部門においては、国内のホテルや大型商業施設物件の獲得があったものの、住宅分野で苦戦が続きました。一方で海外では中国市場の非住宅分野が好調を維持しました。

その結果、建築資材事業セグメントの売上高は467億7千2百万円、営業利益は36億3千万円となりました。

環境資材事業セグメント

アグリ事業は、主力の農業用被覆フィルムがシェアを高めたことで売上が伸長しました。また、その他関連資材・ハウス物件の受注も併せ、国内販売は概ね堅調に推移しました。東アジアを中心とする海外販売は、一部地域で伸び悩んだものの新規エリア開拓が奏功し底堅く推移しました。

インフラマテリアル事業は、主力の土木資材において震災復興関連物件の遅延や降雪等天候不順による納入予定物件の進捗遅れが発生しましたが、管更生等の販売が引き続き堅調であったため全体的には底堅く推移しました。

その結果、環境資材事業セグメントの売上高は604億7千8百万円、営業利益は18億3千9百万円となりました。

高機能材事業セグメント

高機能材事業は、旺盛な半導体需要により半導体製造装置向けプレートが大幅に伸び、FPD製造装置向けプレートも同様に好調な出荷が継続しました。各種エンブラ素材も同じく半導体製造装置向けや工作機械、車両製造ライン向け等に伸長しました。

電子部品事業は、マイクロモータが電子錠向けに加え、下期はカメラ向け、磁性材はホワイトボード向けが伸び、総じて堅調に推移しました。

その結果、高機能材事業セグメントの売上高は195億1千9百万円、営業利益は27億6千7百万円となりました。

機能フィルム事業セグメント

機能フィルム事業は、主力のシュリンクフィルム、ジッパーテープとともに日本国内、アジア、欧米の底堅い需要により堅調に推移しました。

その結果、機能フィルム事業セグメントの売上高は201億6千9百万円、営業利益は23億8千7百万円となりました。

事業のセグメント別売上高

(単位：百万円)

セグメント	当期	
	金額	構成比
建築資材事業	46,772	31.6%
環境資材事業	60,478	40.9%
高機能材事業	19,519	13.2%
機能フィルム事業	20,169	13.7%
その他	864	0.6%
合計	147,805	100.0%

(注)「その他」は、他の事業に含まれないセグメントであり、物流事業等を含みます。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の総額は39億6千9百万円であり、その主なものは生産設備の更新等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中には、重要な増資および社債の発行による資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、平成29年7月3日をもって、生体内分解吸収性骨接合材料の開発、製造および販売を行うメディカル事業を、簡易新設分割の方法により新設した帝人メディカルテクノロジー株式会社に承継するとともに、同日をもって、帝人株式会社に対し、新設会社の株式の86%を譲渡いたしました。

(5) 合併または分割による他の法人の事業に関する権利義務の承継

当社は、平成29年4月1日をもってシーアイ化成株式会社と経営統合し、同社が営んでおりました合成樹脂加工事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。また、同日付で商号をタキロンシーアイ株式会社に変更いたしました。

また、当社は、平成30年1月23日開催の取締役会において、平成30年10月1日をもって、当社の完全子会社である大日本プラスチック株式会社および日本ポリエステル株式会社よりそれぞれの採光建材事業（FRP建材等を含む。）を分割のうえ承継することについての基本方針を決議いたしました。

(6) 対処すべき課題

2018年度のがわが国経済の見通しにつきましては、オリンピックに向けたインフラ建設などの需要増や、首都圏での再開発案件の増加、また企業業績の拡大による設備投資の増加などを背景に堅調な推移が期待されるものの、北朝鮮情勢などの地政学リスク、欧米の政治的な混乱、中国の景気失速など、依然として留意が必要な経営環境が続いております。

当社グループとしましては、2017年度よりスタートしました中期経営計画〔Good chemistry Good growth 2020〕において経営ビジョン「たゆまぬ挑戦と実行を通じ、業界のリーディングカンパニーとして社会に貢献する」を掲げ、その2年目として、構造改革および経営基盤強化の具体的施策を着実かつ速やかに遂行するとともに、成熟領域における収益力の拡大、成長領域への積極投資、新規領域への挑戦を実行してまいります。

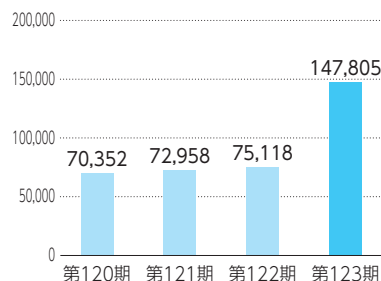
(7) 財産および損益の状況の推移

区 分	第120期 (26.4.1~27.3.31)	第121期 (27.4.1~28.3.31)	第122期 (28.4.1~29.3.31)	第123期 (29.4.1~30.3.31)
売 上 高 (百万円)	70,352	72,958	75,118	147,805
経 常 利 益 (百万円)	3,804	3,946	4,519	8,204
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,168	2,746	2,695	6,579
1株当たり当期純利益 (円)	30.50	38.66	37.95	67.49
総 資 産 (百万円)	84,018	88,087	88,997	141,219
純 資 産 (百万円)	47,501	46,461	49,435	69,909
1株当たり純資産 (円)	659.46	644.22	685.44	700.99

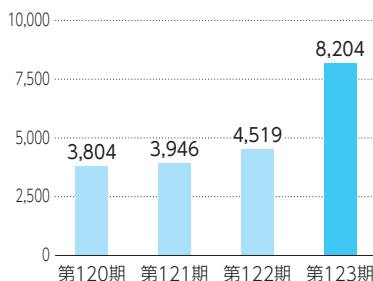
(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、それぞれ自己株式を控除した株式数によって算出しております。

2. 平成29年4月1日の経営統合により、前期と比較して大幅に変動しております。

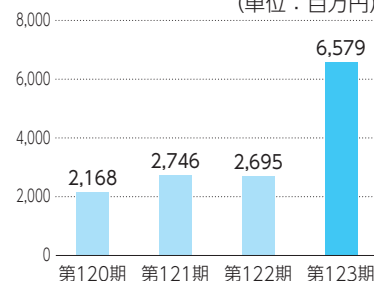
●売上高 (単位：百万円)



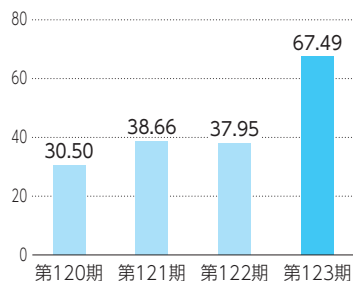
●経常利益 (単位：百万円)



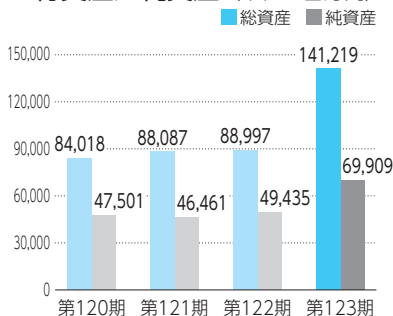
●親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



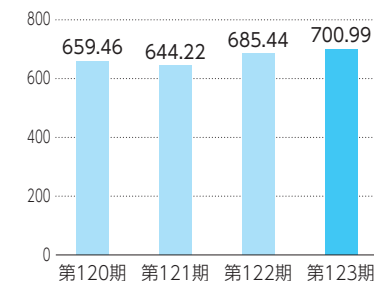
●1株当たり当期純利益 (単位：円)



●総資産／純資産 (単位：百万円)



●1株当たり純資産 (単位：円)



(8) 主要な事業内容

事業区分	主要製品
建築資材事業	ポリカーボネート製品、採光ユニット製品、雨どい、住宅建材製品、管工機材製品、雨水貯留浸透槽製品、プラスチック看板および屋外広告物、LEDサイン、LED表示器、FRP製品、合成木材製品、防滑性ビニル長尺床材、遮音・防滑性階段用床材、内外装用化粧シート、表面材および木口材、住設機器用化粧板、防災製品（高輝度蓄光製品、軽量パネル止水板） 他
環境資材事業	農業用ビニルフィルム、農業用POフィルム、農業用関連資材、梱包用紐・ロープ、灌水チューブ、樹脂被覆カラー鉄線、樹脂被覆カラー鋼管、土木シート、水膨張性止水材、止水板、硬質樹脂板製品、大型PEタンク、プラスチック網状製品、防草シート、高耐圧ポリエチレン管、高耐圧面状排水材、上・下水道施設用覆蓋、下水道管渠リニューアル工法 他
高機能材事業	塩ビプレート、ポリカーボネートプレート、PETプレート、その他機能樹脂プレート、複合プレート、プレート加工補助材料、各種機能樹脂切削用材料、フィルタープレス用PP製ろ過板、アセテートシート、フレキシブルマグネット、磁性材関連製品、マイクロモータ 他
機能フィルム事業	包装用熱収縮フィルム、チャック付ポリ袋、チャックテープ 他

(9) 当社の主要な拠点

本 社 (本 店)		梅 田 オ フ ィ ス	大阪市北区梅田三丁目1番3号
東 京 本 社		品 川 オ フ ィ ス	東京都港区港南二丁目15番1号
		京 橋 オ フ ィ ス	東京都中央区京橋一丁目18番1号
支 店	東 北	一番町オフィス（仙台市青葉区）、広瀬通オフィス（仙台市青葉区）	
	東 京	品川オフィス（東京都港区）	
	中 部	新栄オフィス（名古屋市東区）	
	大 阪	梅田オフィス（大阪市北区）、肥後橋オフィス（大阪市西区）	
	中 四 国	広島オフィス（広島市中区）、高知オフィス（高知県土佐市）	
	九 州	博多駅前オフィス（福岡市博多区）、中洲オフィス（福岡市博多区）	
営 業 所	札 幌	札幌オフィス（札幌市中央区）、大通オフィス（札幌市中央区）	
工 場		網干（兵庫県たつの市）、揖保川（兵庫県たつの市）、安富（兵庫県姫路市）、東京（茨城県かすみがうら市）、滋賀（滋賀県湖南市）、栃木（栃木県芳賀郡）、岡山（岡山県新見市）、平塚（神奈川県平塚市）、佐野（栃木県佐野市）、九州（熊本県玉名郡）	
研 究 所		滋賀（滋賀県湖南市）、神戸（神戸市中央区）	

- (注) 1. 東京本社 京橋オフィスは、平成30年4月23日付で同 品川オフィスに統合いたしました。
2. 大阪支店 肥後橋オフィスは、平成30年5月1日付で同 梅田オフィスに統合いたしました。
3. 滋賀研究所は、平成30年4月1日付で総合研究所に改称いたしました。
4. 神戸研究所は、平成30年4月1日付で総合研究所に統合いたしました。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、伊藤忠商事株式会社であり、同社は当社の株式を49,722千株（議決権比率51.0%）保有しております。当社は同社との間に、原材料等の仕入および資金の借入等の取引関係があります。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ．親会社との間の取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、少数株主保護のため、当該取引の必要性および取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

原材料等の仕入については、市場価格を勘案して決定しており、資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は、親会社との間の取引を含め、すべての取引について、あらかじめ定められた各種規程に基づき、厳格な運営を行っていることから、取締役会としては、適正性・合理性は確保されており、当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	本店所在地	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
三和サインワークス株式会社	大阪市北区	90百万円	83.24%	プラスチック製品の加工・製造、 屋外広告物の製作販売ならびに設 置工事
日本ポリエステル株式会社	大阪市北区	400百万円	100.00%	プラスチック製品の製造・販売、 土木・建築工事の請負および設計 管理、水処理関連資材の販売
タキロンＫＣホーム インブループメント株式会社	東京都港区	70百万円	86.29%	エクステリア、建材、園芸資材、 住設機器、管工機材、家庭日用品 の販売
タキロンマテックス株式会社	東京都港区	50百万円	100.00%	建築内装資材の販売、建築内装工 事の施工請負、プラスチック製品 の販売
BONLEX EUROPE S.r.l	イタリア ヴェネト州	5,300千 ユーロ	100.00%	建築用資材の製造販売
シーアイマテックス株式会社	東京都中央区	250百万円	100.00%	農業用資材、肥料、建装用資材、 工業用品の販売、土木用資材の販 売、施工
大日本プラスチック株式会社	大阪市北区	859百万円	100.00%	各種プラスチック製品の製造、 加工ならびに各種機械、器具、装 置および金型の設計、製作、販売
Bonset America Corporation	米 ノースカロライナ州	10,000千 米ドル	80.00%	包装用収縮フィルムの製造販売

- (注) 1. 平成29年6月29日付で、連結子会社であったロンテック株式会社の株式を売却いたしました。
2. 平成30年2月21日付で、持分法適用会社であったワセダ技研株式会社の株式を甲種類株式に転換したため持分法適用会社から除外いたしました。
3. 当事業年度末日における連結子会社は29社（上記の重要な子会社8社を含む）となりました。

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比
3,369名	1,480名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。
2. 平成29年4月1日の経営統合により、前期末と比較して大幅に変動しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
1,143名	529名増	42歳8カ月	18年6カ月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。
2. 平成29年4月1日の経営統合により、前期末と比較して大幅に変動しております。

(12) 主要な借入先

借入先	借入額
伊藤忠商事株式会社	5,600百万円
ITOCHU Treasury Center Americas Inc.	4,462百万円

2.当社の株式に関する事項

- | | | |
|----------------|----------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 220,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 97,500,000株 |
| | (うち自己株式) | 19,964株) |
| (3) 株主数 | | 5,275名 |
| (4) 大株主（上位10名） | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	49,722 千株	51.00 %
タ キ ロ ン シ ー ア イ 共 和 会	4,863	4.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,715	2.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,063	2.11
積 水 樹 脂 株 式 会 社	1,439	1.47
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,384	1.42
株 式 会 社 カ ネ カ	1,318	1.35
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	1,295	1.32
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,131	1.16
東 ソ ー 株 式 会 社	1,070	1.09

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年11月8日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

3.会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
兵 頭 克 盛	取 締 役 会 長	生産本部管掌
石 塚 哲 士	取 締 役 副 会 長	PMI推進管掌
南 谷 陽 介	代 表 取 締 役 社 長	内部監査担当 兼 研究開発担当
三 宅 貴 久	取締役 兼 専務執行役員	経営企画本部長
丸 裕 彦	取締役 兼 専務執行役員	環境資材事業本部長
齋 藤 一 也	取締役 兼 専務執行役員	高機能材事業本部長
梅 田 知 己	取締役 兼 常務執行役員	経営管理本部長
岩 崎 秀 治	取締役 兼 常務執行役員	建築資材事業本部長 兼 防災事業推進部長
川 上 弘 恭	取締役 兼 常務執行役員	機能フィルム事業本部長
坂 本 光	取締役 兼 執行役員	生産本部長
林 英 範	取 締 役	伊藤忠商事株式会社 合成樹脂部長
岩 本 宗	取 締 役	東洋炭素株式会社 社外取締役
武 田 豊	常 勤 監 査 役	
藤 岡 敬 之	常 勤 監 査 役	
高 崎 一 裕	常 勤 監 査 役	
中 島 聡	監 査 役	伊藤忠商事株式会社 エネルギー・化学品カンパニー CFO 伊藤忠エネクス株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 岩本宗氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 藤岡敬之、高崎一裕の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 武田豊、中島聡の両氏は、長年にわたり財務関連業務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 兵頭克盛、石塚哲士、丸裕彦、岩崎秀治、川上弘恭の5氏は、平成30年3月31日をもって辞任いたしました。

平成30年4月1日付の取締役および監査役の氏名等は以下のとおりです。

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
南 谷 陽 介	代 表 取 締 役 社 長	
三 宅 貴 久	取締役 兼 専務執行役員	経営企画本部長 兼 研究開発部担当
齋 藤 一 也	取締役 兼 専務執行役員	環境資材事業本部長
梅 田 知 己	取締役 兼 常務執行役員	経営管理本部長
坂 本 光	取締役 兼 執行役員	生産本部長
林 英 範	取 締 役	伊藤忠商事株式会社 アジア・大洋州ブロックエネルギー・化学品グループ長 ITOCHU Plastics Pte., Ltd. (Managing Director)
岩 本 宗	取 締 役	東洋炭素株式会社 社外取締役
武 田 豊	常 勤 監 査 役	
藤 岡 敬 之	常 勤 監 査 役	
高 崎 一 裕	常 勤 監 査 役	
中 島 聡	監 査 役	伊藤忠商事株式会社 エネルギー・化学品カンパニー CFO 伊藤忠エネクス株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 岩本宗氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 藤岡敬之、高崎一裕の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 武田豊、中島聡の両氏は、長年にわたり財務関連業務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	12名	396,805千円
監 査 役	4名	66,000千円
合 計 (うち社外役員)	16名 (3名)	462,805千円 (44,160千円)

- (注) 1. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与82,000千円（非業務執行取締役を除く取締役10名）を含めております。
2. 非業務執行取締役および監査役の報酬は、固定報酬のみであり業績連動報酬は支給しておりません。
3. 平成18年6月29日開催の第111期定時株主総会決議による取締役報酬限度額は、年額420,000千円以内、平成29年2月24日開催の臨時株主総会決議による監査役報酬限度額は、年額70,000千円以内であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
取 締 役	岩 本 宗	東洋炭素株式会社 社外取締役 当社と同社との間には、特別の関係はありません。

② 事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	事業年度における主な活動状況
取 締 役	岩 本 宗	取締役会17回すべてに出席し、長年総合化学メーカーにおいて携わった機能樹脂分野等の研究・開発や多数の事業会社の経営にて培われた豊富な知識と経験に基づき、積極的な発言を行っております。
監 査 役	藤 岡 敬 之	取締役会17回、監査役会13回それぞれすべてに出席し、伊藤忠商事株式会社での経営管理の実務経験や見識に基づき、積極的な発言を行うとともに、各事業所への往査を含め、業務監査、会計監査を実施し、また、経営統合後の内部統制システムの構築状況、PMIの進捗状況、中期経営計画の策定状況および海外子会社の管理状況を重点的に監査および検証しました。
監 査 役	高 崎 一 裕	取締役会17回、監査役会13回それぞれすべてに出席し、シーアイ化成株式会社での事業および生産全般の実務経験や見識に基づき、積極的な発言を行うとともに、各事業所への往査を含め、業務監査、会計監査を実施し、また、経営統合後の内部統制システムの構築状況、PMIの進捗状況、中期経営計画の策定状況および海外子会社の管理状況を重点的に監査および検証しました。

4.会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(注) 当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は、平成29年6月28日開催の第122期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

68百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

93百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、上記会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、また、非監査業務の委託状況およびその妥当性を確認のうえ、以下の視点から分析・検討を行った結果、全員一致で妥当と判断し同意しました。

①監査計画と前会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）の実績との対比

②上記を踏まえた監査計画における監査時間・工数および報酬単価の見積の相当性

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性を阻害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、会計監査人の解任・不再任を株主総会に提案いたします。

5.内部統制システムに関する事項

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、次のとおり取締役会にて決議しております。（最終改定 平成30年3月23日）

（1）当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令遵守を重要課題と考え、「タキロンシーアイグループ企業行動基準」を当社およびグループ会社の全役職員が遵守すべき行動規範とし、これを実践するための「タキロンシーアイグループコンプライアンス・プログラム」を定める。
- ②当社は、社長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムに資するグループコンプライアンス経営の充実に努める。
- ③当社は、CSR・コンプライアンス部を設置し、コンプライアンスに関する教育・研修の実施や、自浄作用を確保するための内部通報制度の整備を行う。
- ④当社は、社長が直轄する内部監査室を設置し、「内部監査規程」を定め、当社およびグループ会社の業務全般に関する法令、定款および社内規程の遵守状況等につき、定期的な監査を実施する。
- ⑤当社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当な要求を受け入れず、これを排除する。

（2）当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社およびグループ会社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）のほか、重要な業務の執行に係る事項が記録された文書を、法令および「情報管理規程」等の社内規程の定めるところにより保存し、管理する。

（3）当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、損失の危険（リスク）に対応するため、「リスク管理規程」等の社内規程を定め、CSR・コンプライアンス部をリスク管理事務局とし、当社および各グループ会社にリスク管理責任者を置き、年度ごとにリスク管理のマネジメントプロセスを運用する。当該プロセスにおいて、リスク識別結果、リスク評価結果およびリスク対処策につき、経営会議で承認を得たうえでリスク対処策を実施する。

②当社は、不測の事態や危機の発生時に事業の継続を図るため、「事業継続計画管理規程」および「タキロンシーアイグループ事業継続ガイドライン」を定める。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、法令、定款および「取締役会規程」に従うものとし、取締役会を原則として毎月1回開催のうえ、重要な意思決定等を行う。
- ②取締役会は、代表取締役、業務執行取締役および執行役員に業務委嘱を行い、職務の執行を行わせるとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- ③取締役会の決議により業務を委嘱された取締役は、委嘱された業務の執行状況について、3か月に1回以上の頻度で取締役会へ報告する。
- ④当社は、業務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、取締役および執行役員による経営会議を原則として毎月1回開催し、重要事項について協議する。
- ⑤当社およびグループ会社は、「職務権限規程」等の社内規程を整備し、各役職者の権限および責任の明確化を図る。
- ⑥当社は、効率的な経営管理を図るため、複数事業年度に亘るタキロンシーアイグループ中期経営計画を策定のうえ、事業年度毎に方針管理を徹底し、その進捗状況を検証する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、各グループ会社に取り締役および監査役を派遣する。
- ②当社は、「関係会社管理規程」に則り各グループ会社の主管部門を設け、関係会社より事前に協議を受ける事項、関係会社より事後遅滞なく報告を受ける事項を定め、グループ会社の経営を管理するとともに、指導および支援を行う。
- ③当社は、「タキロンシーアイグループコンプライアンス・プログラム」に基づき各グループ会社にコンプライアンス責任者を置いて、当社グループのコンプライアンス体制を整備する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役が十分にその職責を果たしており、監査役の職務を補助すべき使用人を設置する必要はないと判断しているが、今後設置する場合には、当該使用人に対する指揮命令権限および人事権は監査役会に属するものとし、また、当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

(7) 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- ①監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等から業務の執行状況を聴取し、関係文書を閲覧等することができる。
- ②当社およびグループ会社の全役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見またはその報告を受けたときには、監査役に報告することが自らの責務であると強く認識し、直ちに報告する。
- ③当社は、上記の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ④内部監査室は、監査役に対して、当社およびグループ会社における内部監査の現状を適宜報告する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用等を処理しなければならないものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、監査役監査の重要性と有用性を強く認識するとともに、監査役と業務の執行状況等について定期的に情報・意見交換を行う。
- ②監査役は、監査役監査を実効的かつ効率的に行うため、内部監査室や会計監査人と適宜情報・意見交換を行うことができる。

6.内部統制システムの運用状況の概要

当事業年度における取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

「タキロンシーアイグループコンプライアンス・プログラム」に基づき、2017年度においてコンプライアンス委員会を7回開催し、コンプライアンス事案への対処、再発防止策の策定やコンプライアンス啓蒙についての協議および「タキロンシーアイグループコンプライアンス・プログラム」の改定など、グループコンプライアンス経営の充実を図りました。また、コンプライアンスに関する教育・研修のため、役員向け、グループ管理職向けおよび中国グループ会社向けのコンプライアンスセミナーを実施しました。

(2) リスク管理体制

当社グループに内在するリスクは、「リスク管理規程」に則り、継続的に低減活動が実施される仕組みとしており、当社グループ全体におけるリスク識別結果、リスク評価結果およびリスク対処策を経営会議に上程し、対処策を決定しております。

(3) グループ管理体制

当社は、当社グループ全体の業務の適正を図るため、各グループ会社に取り締役および監査役を派遣しております。また、各グループ会社の主管部門は、「関係会社管理規程」に則り、関係会社より事前に協議を受け、あるいは事後遅滞なく報告を受けるなど、グループ会社の経営を管理し、必要に応じて指導および支援を行っております。

(4) 監査役の監査体制

監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査しております。また、取締役、内部監査室、会計監査人と適宜情報・意見交換を行っております。

(5) 取締役会による監督

当社は、毎月1回以上取締役会を開催し重要な意思決定を行っております。また、3か月に1回以上取締役等担当役員の職務の執行状況を取締役会に報告しております。

(注) 本事業報告の中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	93,048
現金及び預金	15,800
受取手形及び売掛金	47,111
電子記録債権	6,670
商品及び製品	12,960
仕掛品	2,675
原材料及び貯蔵品	5,405
繰延税金資産	1,153
その他	1,429
貸倒引当金	△158
固 定 資 産	48,171
有形固定資産	36,624
建物及び構築物	12,617
機械装置及び運搬具	8,847
土地	13,548
リース資産	406
建設仮勘定	392
その他	811
無形固定資産	1,118
その他	1,118
投資その他の資産	10,428
投資有価証券	4,625
繰延税金資産	2,737
退職給付に係る資産	216
その他	2,905
貸倒引当金	△57
資 産 合 計	141,219

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	52,873
支払手形及び買掛金	31,009
電子記録債務	4,582
短期借入金	2,456
1年内返済予定の長期借入金	4,979
リース債務	201
未払法人税等	834
未払消費税等	308
賞与引当金	2,056
役員賞与引当金	188
設備関係支払手形	184
その他	6,071
固 定 負 債	18,435
長期借入金	4,292
リース債務	472
繰延税金負債	774
退職給付に係る負債	9,929
資産除去債務	498
その他	2,467
負 債 合 計	71,309
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	68,126
資本金	15,189
資本剰余金	30,914
利益剰余金	22,031
自己株式	△8
その他の包括利益累計額	206
その他有価証券評価差額金	508
繰延ヘッジ損益	3
為替換算調整勘定	△321
退職給付に係る調整累計額	15
非支配株主持分	1,577
純 資 産 合 計	69,909
負債・純資産合計	141,219

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

連結損益計算書 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

科 目	金 額	
売 上 高		147,805
売 上 原 価		106,502
売 上 総 利 益		41,302
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		32,938
営 業 利 益		8,363
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	111	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	18	
受 取 賃 貸 料	139	
そ の 他	399	669
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	210	
賃 貸 収 入 原 価	83	
そ の 他	533	828
経 常 利 益		8,204
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	28	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	2,555	
負 の の れ ん 発 生 益	1,180	3,764
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	139	
減 損 損 失	2,727	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	8	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	7	2,882
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,087
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,041	
法 人 税 等 調 整 額	356	2,397
当 期 純 利 益		6,689
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		110
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		6,579

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

連結株主資本等変動計算書 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,189	14,667	23,190	△2,323	50,723
当 期 変 動 額					
被取得企業の期首残高	△15,189	△14,667	△23,190	2,323	△50,723
取得企業の期首残高	5,500	3,979	17,361	△4,499	22,341
合併による増加	9,689	26,934		4,495	41,119
剰余金の配当			△1,276		△1,276
親会社株主に帰属 する当期純利益			6,579		6,579
自己株式の取得				△4	△4
持分法の適用範囲の変動			△632		△632
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	16,246	△1,159	2,315	17,402
当 期 末 残 高	15,189	30,914	22,031	△8	68,126

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退 職 給 付 に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,388	—	2	△3,435	△2,044	757	49,435
当 期 変 動 額							
被取得企業の期首残高	△1,388	—	△2	3,435	2,044	△757	△49,435
取得企業の期首残高	△1	2	△350	△148	498	917	22,760
合併による増加							41,119
剰余金の配当							△1,276
親会社株主に帰属 する当期純利益							6,579
自己株式の取得							△4
持分法の適用範囲の変動							△632
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	510	1	28	164	704	659	1,364
当 期 変 動 額 合 計	△880	3	△323	3,451	2,250	819	20,473
当 期 末 残 高	508	3	△321	15	206	1,577	69,909

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	64,804
現金及び預金	12,373
受取手形	3,456
電子記録債権	4,414
売掛金	19,450
商品及び製品	6,450
仕掛品	1,040
原材料及び貯蔵品	1,809
前渡金	2
前払費用	79
短期貸付金	8,437
1年内回収予定の長期貸付金	107
未収入金	6,480
繰延税金資産	655
その他の資産	55
貸倒引当金	△9
固 定 資 産	41,570
有形固定資産	20,017
建物	6,985
構築物	562
機械及び装置	2,672
車両運搬具	11
工具、器具及び備品	473
土地	8,833
リース資産	381
建設仮勘定	98
無形固定資産	855
ソフトウェア	657
リース資産	185
その他の資産	13
投資その他の資産	20,696
投資有価証券	4,423
関係会社株式	10,667
関係会社出資金	40
長期貸付金	1,446
長期前払費用	1,962
貸付資産	106
繰延税金資産	1,426
その他の資産	1,279
貸倒引当金	990
資 産 合 計	△1,649
資 産 合 計	106,374

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	36,688
支払手形	688
電子記録債務	2,145
買掛金	18,075
1年内返済予定の長期借入金	3,950
リース債務	184
未払金	2,264
未払費用	770
未払法人税等	334
賞与引当金	1,265
役員賞与引当金	82
前受金	26
預り金	6,742
設備関係支払手形	157
固 定 負 債	8,346
長期借入金	2,100
リース債務	435
退職給付引当金	3,859
資産除去債務	355
その他の負債	1,596
負 債 合 計	45,035
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	59,498
資 本 金	15,189
資 本 剰 余 金	28,532
資本準備金	14,661
その他資本剰余金	13,871
利 益 剰 余 金	15,784
利益準備金	1,223
その他利益剰余金	14,560
配当準備積立金	200
固定資産圧縮積立金	98
別途積立金	3,750
繰越利益剰余金	10,512
自 己 株 式	△8
評価・換算差額等	1,841
その他有価証券評価差額金	1,836
繰延ヘッジ損益	4
純 資 産 合 計	61,339
負 債 ・ 純 資 産 合 計	106,374

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

損益計算書 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

科 目	金 額	
売 上 高		71,015
売 上 原 価		48,338
売 上 総 利 益		22,677
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,805
営 業 利 益		3,871
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,347	
受 取 賃 貸 料	124	
そ の 他	328	1,800
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	123	
賃 貸 収 入 原 価	75	
そ の 他	371	570
経 常 利 益		5,101
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	8	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	639	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	2,555	3,203
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	98	
減 損 損 失	2,028	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	8	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	295	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	654	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	758	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	7	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,354	5,205
税 引 前 当 期 純 利 益		3,099
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	811	
法 人 税 等 調 整 額	770	1,582
当 期 純 利 益		1,517

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

株主資本等変動計算書 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
						配 当 準 備 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	15,189	14,661	6	14,667	1,223	200	98	3,750	10,271	15,544
当 期 変 動 額										
合併による増加			16,185	16,185						
剰 余 金 の 配 当									△1,276	△1,276
当 期 純 利 益									1,517	1,517
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 変 動 額							△0		0	－
自己株式の取得										
自己株式の処分			△2,319	△2,319						
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	13,865	13,865	－	－	△0	－	240	240
当 期 末 残 高	15,189	14,661	13,871	28,532	1,223	200	98	3,750	10,512	15,784

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	自 己 株 式	株 資 合 本 計	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評価・換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△2,323	43,076	1,343	—	1,343	44,420	
当期変動額							
合併による増加		16,185	△4	2	△1	16,183	
剰余金の配当		△1,276				△1,276	
当期純利益		1,517				1,517	
固定資産圧縮積立金の変動額		—				—	
自己株式の取得	△4	△4				△4	
自己株式の処分	2,319	—				—	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—	497	2	499	499	
当期変動額合計	2,315	16,421	493	4	497	16,918	
当期末残高	△8	59,498	1,836	4	1,841	61,339	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

タキロンシーアイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大久保 孝 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 酒 井 宏 彰 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上 田 博 規 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タキロンシーアイ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タキロンシーアイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

タキロンシーアイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大久保 孝 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 酒 井 宏 彰 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上 田 博 規 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タキロンシーアイ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

タキロンシーアイ株式会社 監査役会

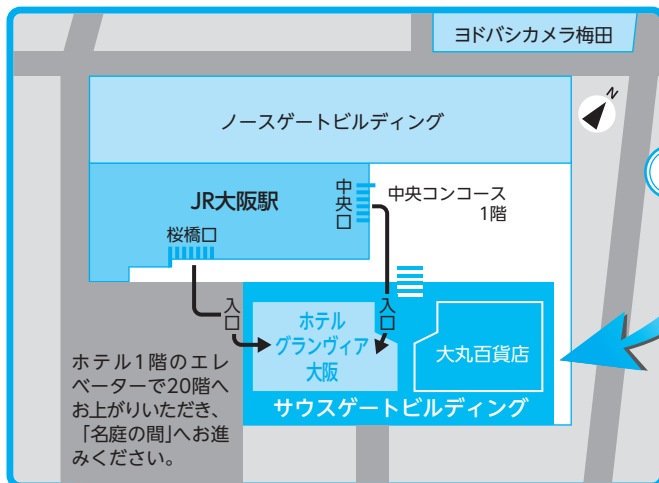
常勤監査役	武 田 豊	印
常勤監査役（社外監査役）	藤 岡 敬 之	印
常勤監査役（社外監査役）	高 崎 一 裕	印
非常勤監査役	中 島 聡	印

以 上

第123期 定時株主総会 会場ご案内図

【株主総会会場】

な に わ
ホテルグランヴィア大阪 20階 名庭の間
大阪市北区梅田三丁目1番1号 TEL 06-6344-1235 (代表)



交通のご案内



JR大阪駅

1階中央改札を出て右手すぐ

当日は駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

当日は、ノーネクタイ（クールビズ）で対応させていただきます。
株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。



株主総会終了後の株主懇談会は、同封のご案内のとおり中止とさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

